

○文部科学省告示第一号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第二項及び第四項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成二十六年文部科学省告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月十三日

告示

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改	正	後		改	正	前
第一 職員配置	第一 職員配置	第一 職員配置		第二 職員配置	第二 職員配置	第二 職員配置	
一 認定こども園には、満一歳未満の子どもおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満の子どもおおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳未満の子どもおおむね十五人につき一人以上、満四歳以上の子どもおおむね二十五人につき一人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時二人を下回ってはならない。	一 認定こども園には、満一歳未満の子どもおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満の子どもおおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳未満の子どもおおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の子どもおおむね三十人につき一人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時二人を下回ってはならない。	一 認定こども園には、満一歳未満の子どもおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満の子どもおおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳未満の子どもおおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の子どもおおむね三十人につき一人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時二人を下回ってはならない。	二 「略」	二 「同上」	二 「同上」	二 「同上」	

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(適用期日)

1 この告示は、令和六年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この告示による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（次項において「新基準」という。）第二の一の規定は、適用しない。この場合において、この告示による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準第二の一の規定は、この告示の適用の日以後においても、なおその効力を有する。

3 前項の場合を除き、この告示の適用の日から起算して一年を超えない期間内において、新基準第二の一の規定による基準（満三歳以上満四歳未満の子ども及び満四歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。以下この項において同じ。）を参考して定める就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項及び第三項に規定する都道府県又は指定都市等（同条第一項に規定する指定都市等をいう。）の条例が制定施行されるまでの間は、新基準第二の一の規定による基準は、当該都道府県又は指定都市等の条例で定める基準とみなす。

○文部科学省告示第三十号
海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。
令和六年三月十三日

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日
令和六年一月十七日	令和六年一月三十一日から令和七年一月三十一日まで
株式会社朝日新聞社 文化事業一部長 佐藤 洋子	東京都中央区築地五一三一二
予言者	東京都美術館 東京都台東区上野公園八一三十六

内閣総理大臣 岸田 文雄
文部科学大臣 盛山 正仁内閣総理大臣 岸田 文雄
厚生労働省